# 普通徴収　（例：退職して徴収方法を本人納付の普通徴収へ変更する場合）

## 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

御注意
1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
2 「宛名番号」の支払いを受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合は、「1．特別徴収継続」と記入するとともに、「給与の支払い」欄の枠内に「1」と記入してください。
3 「特別徴収税額の徴収方法」欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

提出先　〒782－8501　香美市役所　税務課　市民税係　香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号

年度：1. 現年度　2. 新年度　3. 両年度

| | | | |
|---|---|---|---|
| 給与支払者（特別徴収義務者） | 香美市長 | 6年10月25日提出 | |
| 所在地 | 〒782-0000 香美市土佐山田町〇〇〇 | | |
| フリガナ | マルマルショウジ | | |
| 氏名又は名称 | 株式会社　〇〇商事 | | |
| 個人番号又は法人番号 | 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 ←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄として右詰めで記載 | | |
| 特別徴収義務者指定番号 | 9876543 | | |
| 宛名番号 | 112233 | | |
| 担当連絡者先 | 所属：給与 | 氏名：山田　〇〇 | 電話：0887－52－××××　内線（3200） |

| 給与所得者 | | (ア) 特別徴収税額（年税額） | (イ) 徴収済額 | (ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ) | 異動年月日 | 異動の事由 | 異動後の未徴収税額の徴収方法 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| フリガナ | カミ　タロウ | | | | | | |
| 氏名 | 香美　太郎（旧姓　） | | | | | | |
| 生年月日 | 昭和52年7月7日 | | | | | | |
| 個人番号 | 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 | | | | | | |
| 受給者番号 | 123-456789 | | | | | | |
| 1月1日現在の住所 | 香美市土佐山田町宝町1丁目〇番〇号 | | | | | | |
| 異動後の住所 | 高知市本町△△ | 60,000円 | 6月から10月まで 25,000円 | 11月から5月まで 35,000円 | 4年10月20日 | 1（右から番号を記入）1.退職 2.転勤 3.死亡 4.職務上の傷病による長期給与支払 5.少額・不定期給与併合 6.解雇 7.その他 [事由・理由] | 3（右から番号を記入）1.特別徴収継続 2.一括徴収 3.普通徴収（本人納付） |

10月20日退職で、10月分まで特別徴収した給与所得者の残りの税額徴収方法を11月分から普通徴収に変更する場合
（ア）年税額　60,000円（6～翌年5月分）
（イ）徴収済額　25,000円（6～10月分）
（ウ）未徴収税額　35,000円（11～翌年5月分）
↑普通徴収額

異動の事由を選択し、番号を記入してください。
7.その他 を選ばれた場合は詳しい理由をご記入ください。

3．普通徴収の場合は、この番号を記入してください。

新しい勤務先へは、月割　　円を　月分（翌月10日　期限分）から　納入するよう連絡　す。

由理：（右から番号を記入）
1. 異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2. 異動が令和　年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

月　日　円　納入

3．普通徴収の場合

由理：1（右から番号を記入）
1. 異動が令和 4 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2. 令和　年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため
3. 死亡による退職であるため

※市区町村記入欄

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 現 | 令和　年度 | 有　無（非　他市　未申） | 済　不要 | 月　日・不 | |
| 新 | 令和　年度 | 有　無（非　他市　未申） | 済　不要 | 月　日・不 | |

※市区町村記入欄は記入不要です。

3．普通徴収を選択していただき下段の「3．普通徴収の場合」の欄にも該当する番号を記入してください。

【記載注意】
1. この異動届出書は給与の支払いを受けなくなった日の属する月の翌月10日までにご提出ください。
2. この用紙はコピーしてお使いください。
3. 特別徴収対象者で徴収税額（非課税）がない方でも、退職や休職など異動があった時には必ず異動届をご提出ください。